

# 「**高校生の進路保障に 対する取り組み**」

～**企業トップクラス層を対象とした「人権問題研修会」**～

**滋賀県進路保障推進協議会  
事務局長 梶本 義人**

滋賀県

進路保障

推進協議会

とは？

# 進保協とは

人権の視点に立ち、県行政や労働行政・  
関係諸団体と連携しながら、  
同和地区出身生徒・学生等をはじめとする  
**すべての生徒・学生等の進路保障上の問題**  
に関わって取り組んでいる組織。

# 【 進保協の目指すところ 】

「すべての生徒・学生等の  
進路保障」と

「差別がなくなり、  
公正採用選考が行われること」

**「就職する」ということは**

**人生や将来の生活に関わる大きな決定**

**⇒ 「職業選択の自由」が保障**



**差別や不適正な選考方法で**

**将来への歩みが閉ざされたり曲げられたら、  
きわめて重大な問題。**

# 「進路保障」とは、

- × 単に生徒の行き先を斡旋
- ◎ 「差別の現実には深く学ぶ」という  
人権・同和教育の視点を踏まえながら、  
「将来の生活」をどう保障していくのかと  
いう「教育総体の営み」

# 進保協の原点とは？

1975年

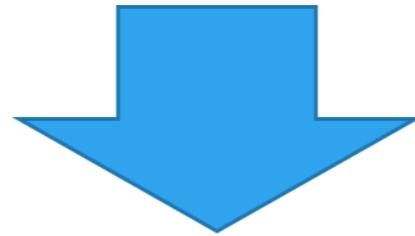
# 部落地名総鑑差別事件



全国の被差別部落の名前、所在地、  
住民の職業などを記載した「部落地名総鑑」  
8種類が出版

**1975年**

**「部落地名総鑑差別事件」**



**「部落地名総鑑」を名だたる大企業など  
200社以上が購入**

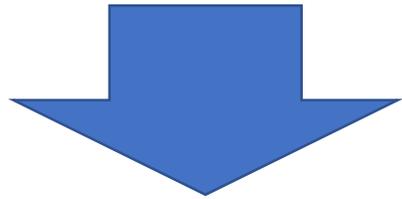
1975年

# 「部落地名総鑑差別事件」



採用選考で、同和地区出身者を**排除**、  
就職差別を**補完**することを  
目的として利用

# 差別がダメな理由



・合理的根拠なし、

・偏見 (思い込み・決めつけ)

でしかない！！

どんな**差別**があるのか？

人種・民族・身分・性(男女など)

宗教・障がい者・外国人・

**コロナ**・**ロシア**・**中国**等

さまざま**差別**が存在

多くの差別は、  
悪意を持って  
意図的にする  
ものではない！！

**差別の問題は、**

**差別される側にあるのではなく、**

**差別する側にあり、**

**差別する側の問題であり、**

**差別する側に**

**非がある！！**

**個人の尊厳を損ね**

**社会から排除される**

**そんなことは  
あってはならない!!!**

1977年

滋賀県進路保障  
推進協議会

設立

# 滋賀県進路保障推進協議会とは

運動団体

研究団体

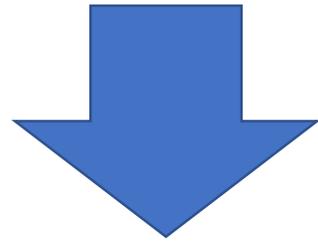
学校団体

労働行政

などの24の組織で構成される協議会

⇒ 多角的な視点から就職差別撤廃

**進保協は他都道府県にはない**

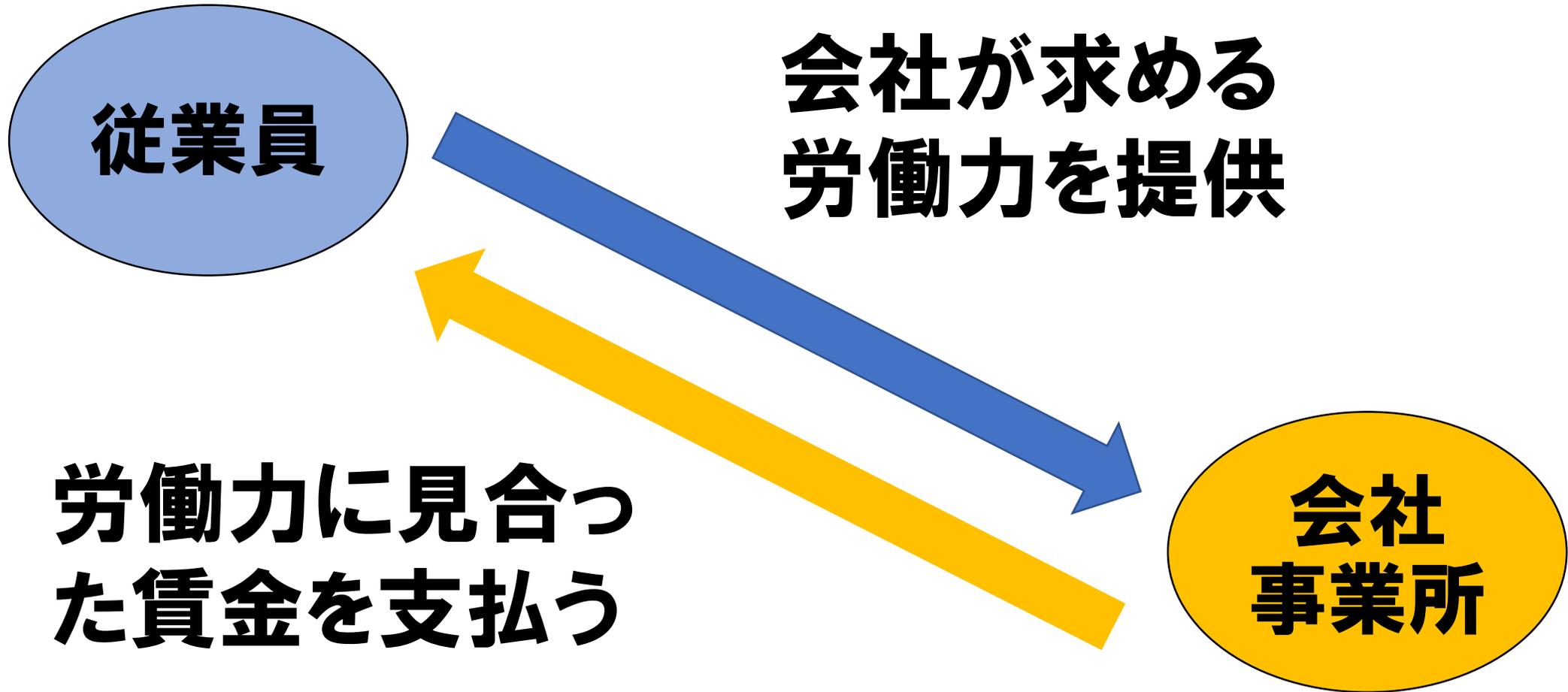


**滋賀県独自の取組**  
**滋賀県独自の組織**

# 進保協の具体的取組

- 高校生等への啓発・講演
- 不適正事象への対応
- 就職選考試験報告書の精査
- 夏季企業研修

# 本来、仕事とは



**仕事に就く(就職する)ための  
採用面接では**

**仕事をするにあたっての**

**能力・適性**のみ

**で判断されなければならない**

# 採用選考時の面接

仕事をする上での**能力・適性**に関係のない

**本人に責任のない事項**

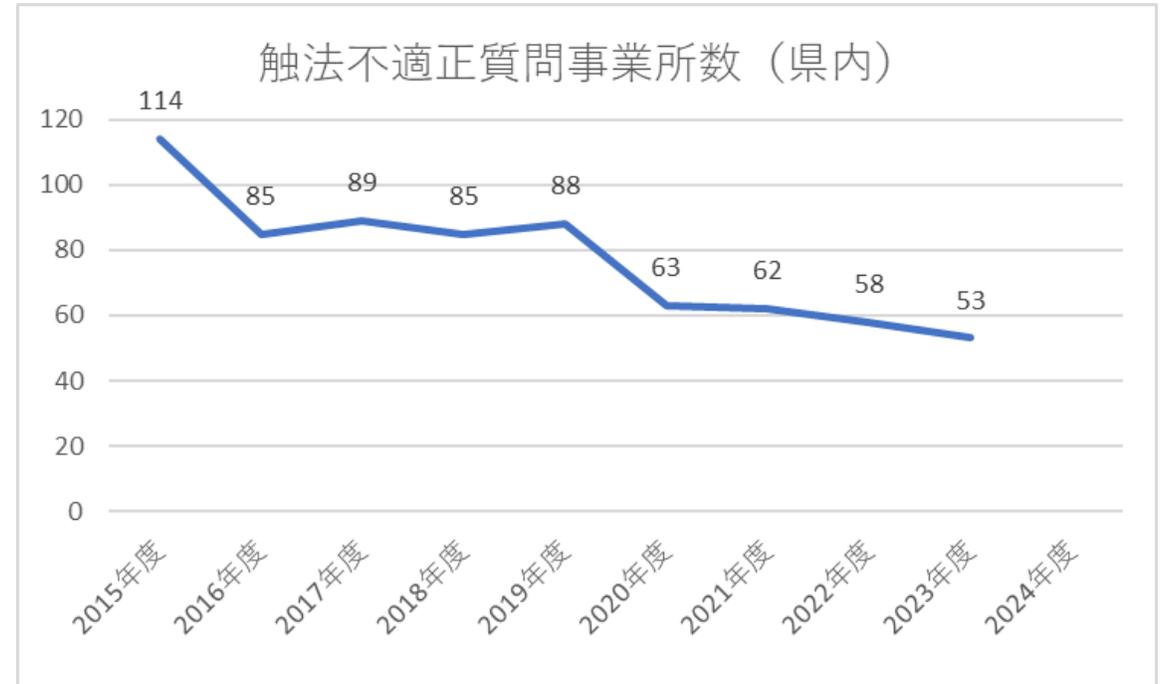
**本来自由であるべき事項**

**は質問してはならない**

# 2023年度の採用試験報告書によると

のべ**1805名**が受験  
法に抵触する質問も受けた数  
(県内・県外全事業所)

のべ**109名**  
**約17人に1名**が  
法に抵触する不適正質問を  
受けている現状



# 不適正質問の行う可能性のある事業所

- 県外の事業所で就業場所も県外
- 就業場所は県内だが、本社が県外
- 採用ありきの面接試験
- 初めて、久しぶりに高卒求人を出した

# 不適正質問以外の不適正事象

特に、近年目立ってきている不適正事象が

## 内定後の提出書類

に関する不適正事象です

**不適正質問は法的に禁止されていますが、  
内定後の書類に関してはグレーゾーン**

**ですが、厚労省も  
「面接時に情報収集してはならないものは、  
基本的には内定後も合理的な理由なく  
収集してはならない。」  
というような見解を示しています。**

# 内定後の提出書類

**入社承諾書**

もしくは

**入社保証書**

**基本的には、上記以外の書類は  
内定後でも求めないようお願いします。**

前述した書類と一見似ているように見える

## 誓約書・身元保証書は？

多くの事業所の誓約書・身元保証書を見ていると  
「**貴社の就業規則**その他諸規則を守り・・・」との  
記載があります。⇒ 提出時期は？

☆ その他の提出書類にも精査のお願い

⇒ **本籍地や自宅付近地図、家族構成欄等**

## 【 新規高卒者就職選考のルール 】

- 書類のみの選考禁止（⇒ 対面面接）
- 事前選考の禁止（応募前職場見学含む）
- 二段階・三段階等の多段階選考禁止
- 採用スケジュール（応募、選考等の時期）厳守
- 応募書類（近畿高等学校統一用紙のみ）
- 生徒と事業所の直接連絡禁止  
（連絡は必ず学校を通す）
- **一人一社制**
- **指定校制（滋賀県）**
- **3倍枠（滋賀県）**

# 【新規高卒者の就職】

**連絡等は学校を通して**

**基本的に本人との接触・連絡は  
できず、学校を通しての連絡とする。  
内定後も同様です。**

# 【新規高卒就職】

進路計画 履歴書指導・職場見学・  
希望事業所調査・校内選考



応募事業所の決定・模擬面接



採用選考

# ☆ 今後の企業に求められるものの1つ

## ◇ 企業の変化

**性別、国籍、健全者・障がい者、  
当然、生まれに関係なく、  
全社員に心理的安全性をもたらし、  
自分らしく働くことのできる  
多様性を認め合うことのできる企業**

# 高校生にとっての就職選考試験

自分の将来を  
切りひらく第1歩

今後の人生を左右する  
重要かつ重大な正念場

# 公平公正な採用選考

# 差別のない社会の実現

に向けての

ご協力をお願いいたします。

**ご清聴**

**ありがとう**

**ございました**